

2021年12月8日

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および  
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会：LMA）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部評価を受けているグリーンローンを対象としております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会：ICMA）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会：ICMA）
- ・気候ボンド基準（クライメートボンドイニシアチブ：CBI）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・当行では、外部評価を受けているグリーンボンドに投資しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会：LMA）  
・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ローンを対象としております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会：ICMA）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドを対象としております。

## 5. トランジション・ファイナンス

### (1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会：ICMA）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本方針（金融庁・経済産業省・環境省）

### (2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部評価を受けているトランジション・ファイナンスを対象としております。
- ・なお、ロードマップが存在している分野にかかるトランジション・ファイナンスについては、当該ロードマップとの整合性も合わせて確認しております。

## II. I. に準じる投融資

### 1. 類型その1

#### (1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下の何れかに該当する融資であること。

- ・環境アセスメント等により環境悪化への影響に対処している再生可能エネルギー事業（例：太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等）に係る融資
- ・環境省等の利子補給事業を活用した環境関連融資

#### (2) 上記（1）の基準の策定および（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行独自の基準については、経営会議で決定しております。
- ・再生可能エネルギー関連事業に係る融資については、営業店で対象融資を選定後、本部で検証しております。
- ・環境省等の利子補給事業を活用した環境関連融資については、全て対象としております。

以上